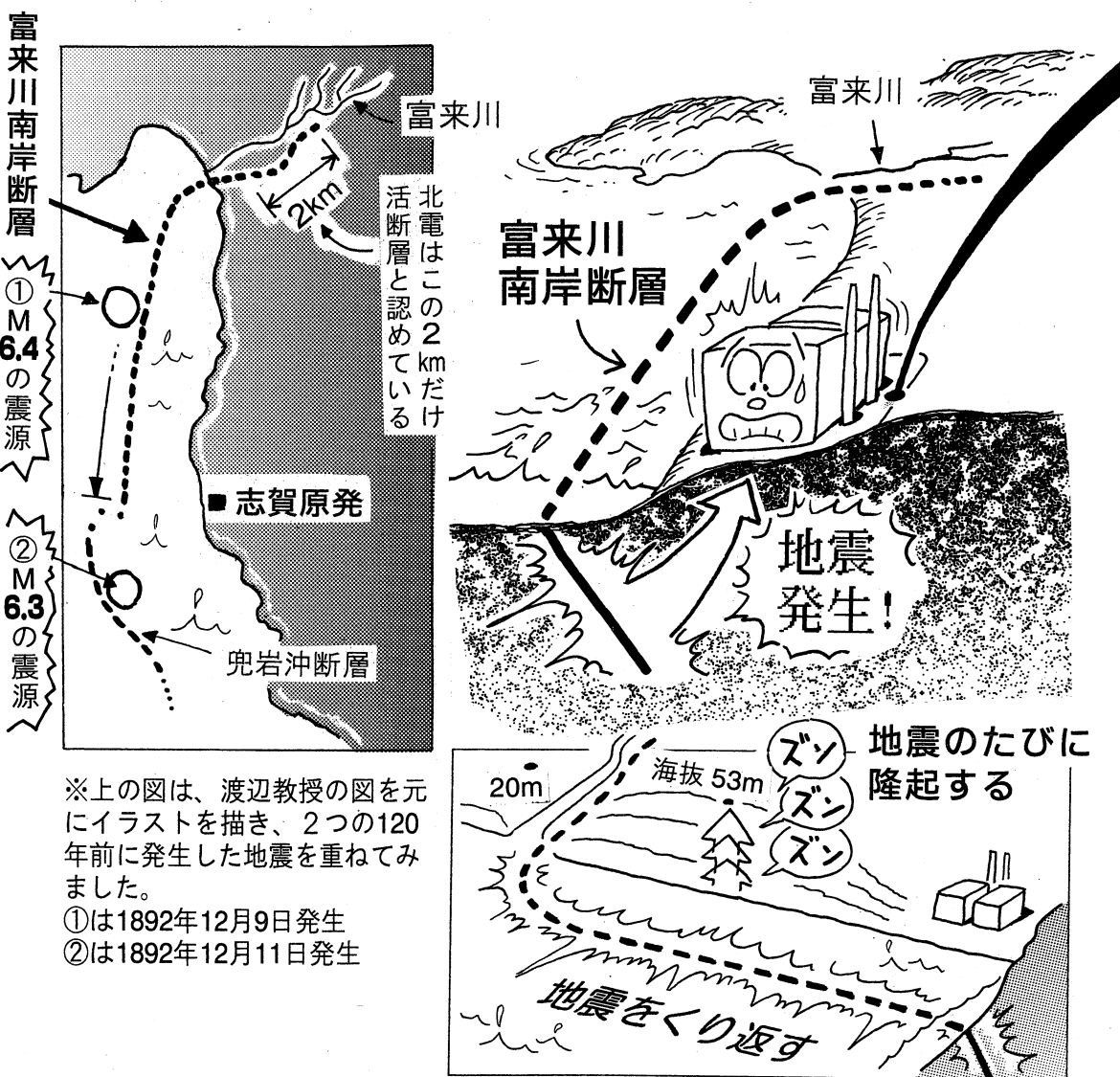


原発の前面まで！ 富来川南岸断層

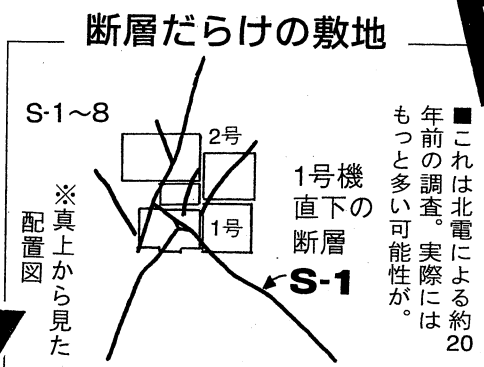
■富来川南岸断層は志賀原発の前面海域まで延びている大きな活断層であることが、活断層の専門家である渡辺満久・東洋大学教授と鈴木康弘・名古屋大学教授による現地調査で判明し、二〇一二年五月に発表されました。（北電は再調査中）

富来川の南側で海岸沿いの段丘の高さが北側より約2倍以上も隆起していることが、活断層の証拠です。（下図を参照）

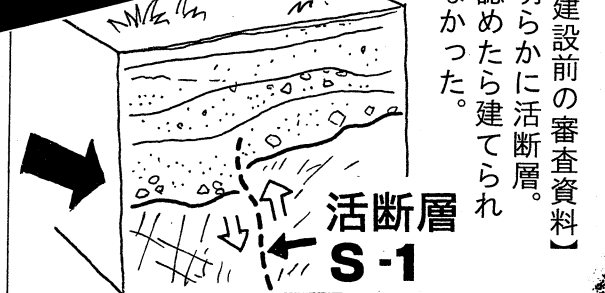
一八九二年に原発前面海域でM6.4と6.3の地震が発生していますが、原発の近くで数メートル隆起している痕跡があることを考えるとM7クラスの地震も起きてい



直下に活断層



地盤がずれて破壊！

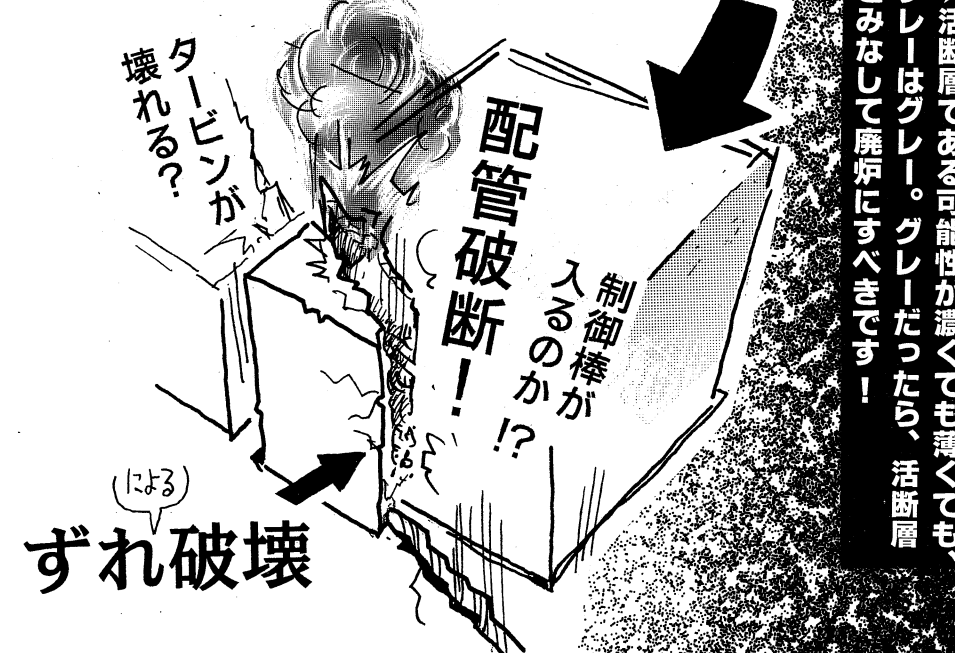
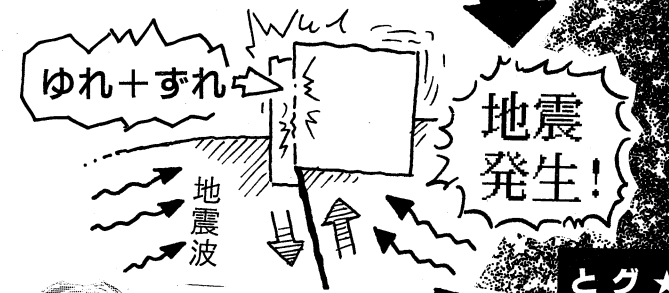
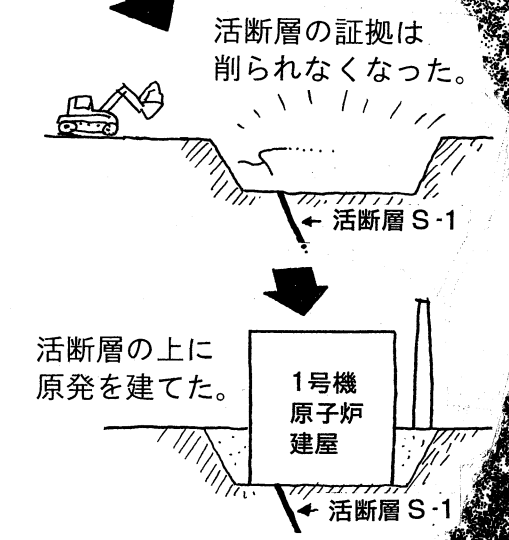


■これぞまさに典型的な活断層が炉心の下を通っている代表的な例だと思いうぐらい、よくこういうものが審査を通ったと、ちよつとあきれてお

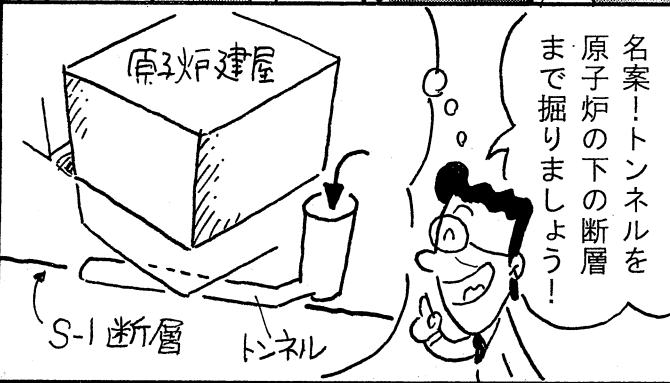
2012年7月17日の保安院の地震・津波意見聴取会での今泉委員の発言（議事録より）

◎今泉 俊文 東北大学院理学研究科教授（地学専攻）

※渡辺満久 東洋大学教授（日本活断層学会・監事）が、S-1断層は活断層であると発表した結果、意見聴取会で問題となったのでした。



トンネル掘削調査は活断層隠しのため？



ふるさと子どもたちを守るために

志賀原発は、建ててはいけなかった原発なのです。

二〇〇七年三月の能登半島地震の時、志賀原発は二基とも止まっていて、誰もが「止まっていたよかったです！」と思いました。本当に幸運なことでした。

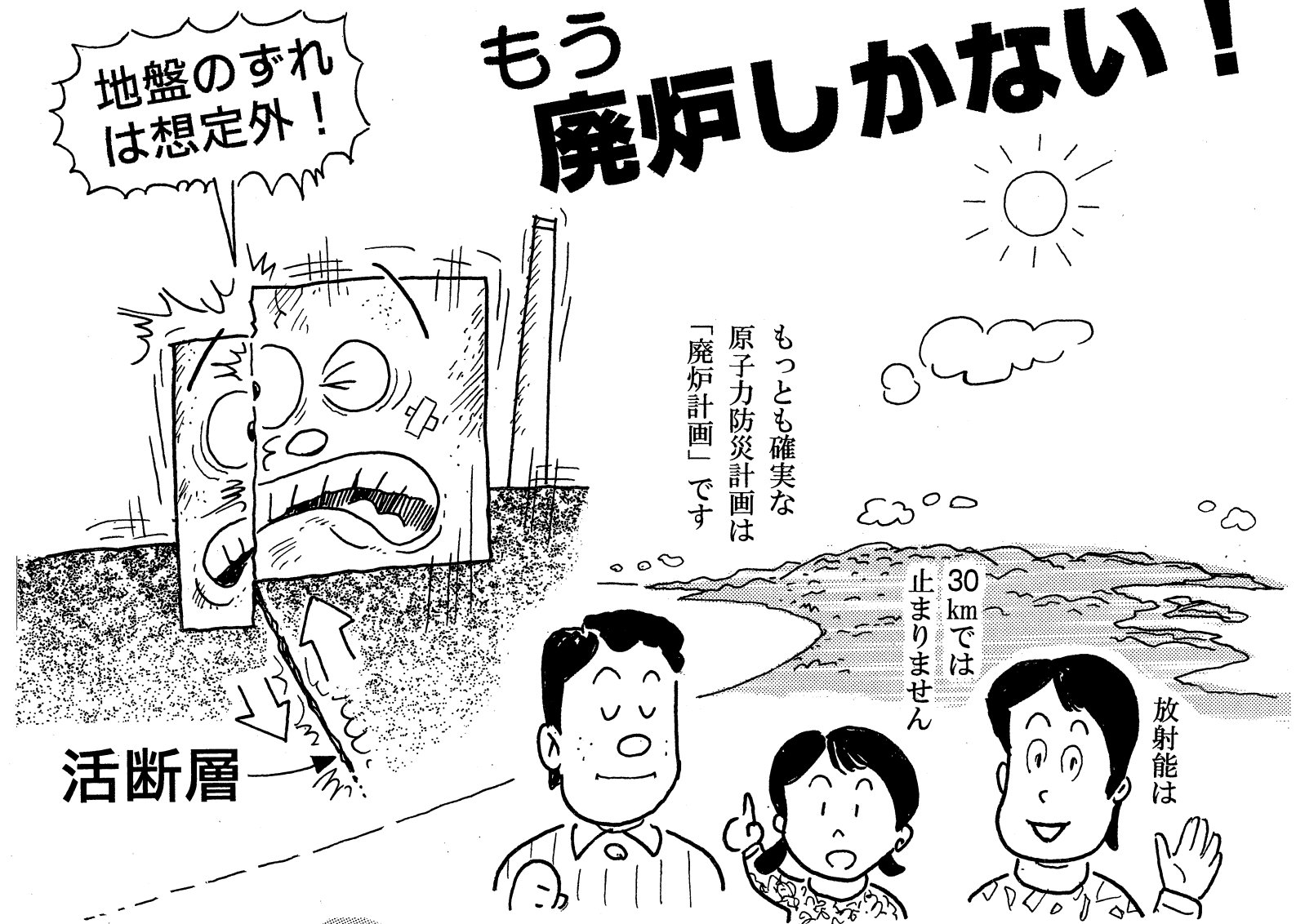
でも、これからはずっと幸運に恵まれるとは限りません。いくら立派な防潮堤があっても、直下の活断層が動けば、どんな大事故になるか、わかりません。

ふるさと子どもたちを守る方法は大抵ひとつしかないことを、私たちひとりひとり、もう十分わかっているはずですよ。

志賀原発

原発直下に活断層！

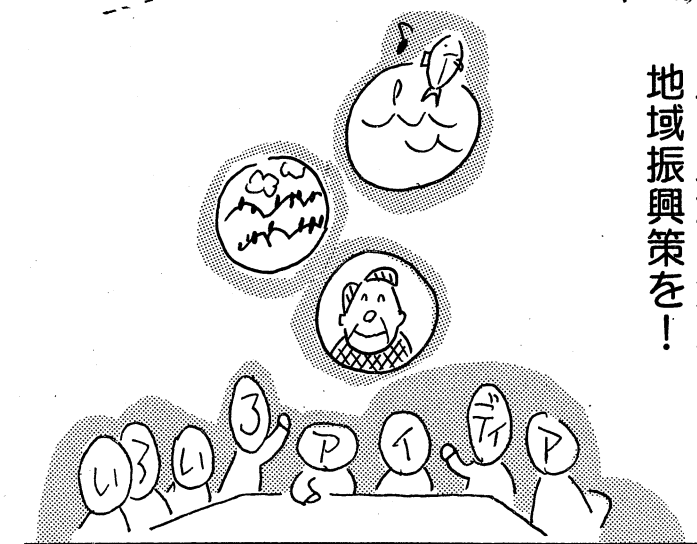
もう廃炉しかない！



■原発ゼロでも電気は足りていることが今年も証明されています。



■かけがえのない里山里海を活かした地域振興策を！



日本で初めて【世界農業遺産】に認定された能登の里山里海

福島から 北陸のみなさまへ

福島原発から約60キロ離れた郡山市の我が家は、目の前が小学校への通学路です。
今年4月、一年ぶりに、子どもたちの屋外での活動は一日で三時間までというルールが解除されました。7月からはプールも再開されました。
子ども達は、はしゃいで本当に大喜びでした。私も喜びたいのですが、でも、できないのです。
徹底的な除染をしたという郡山の小学校の校庭でも、18歳以下の労働を禁止する放射線管理区域の、約半分の0.3マイクロシーベルト前後（一時間当たり）もあるのです。今もこれは金沢市や志賀町の約6倍です。
子どもの笑顔と健康の、どちらを優先するのか？子どもに、外で遊ばないようと言うのは、本当につらいです。

当たり前だった日常が、すべて「選択」という苦しみの日々へ変わってしまいました。
低線量被曝地・郡山の生活は、この繰り返しです。そして、避難したくてもいろいろ事情があつてできない人がいっぱいいます。私もその一人です。

志賀原発の直下に活断層があるうがなからうが、私たちの苦しみを、日本のどこでもくり返して欲しくありません。

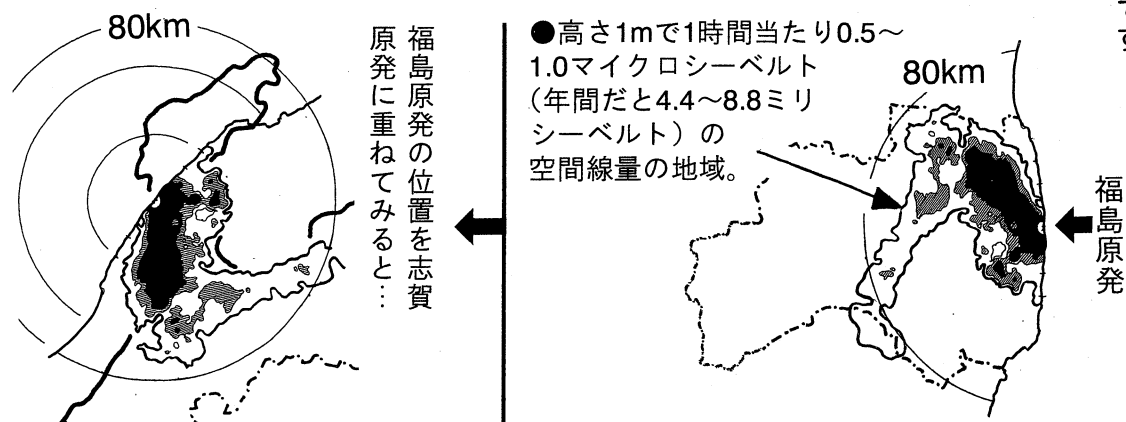
どうかどうか、子どもの顔を見て原発をどうするか、判断を、してください。

森園 かずえ 福島県郡山市在住

一般人の被曝の法定限度は年間1ミリシーベルトです。

- 1ミリシーベルト以上だと避難する権利と補償があるロシア（旧ソ連）。※
- 20ミリシーベルト以下なら避難しなくて良い、と言う日本。どう思いますか？

チェルノブイリ法では年間5ミリシーベルト以上は「避難の義務」があります。図では年間4.4～8.8ミリシーベルト以上被曝する空間線量の地域が広がっていることがわかります（その周囲は「避難の権利」の地域が広がっています）。



■左の図は福島県の放射能汚染について、文部科学省が二〇一二年九月二十八日に発表したデータを元に描いたものです。

※一九八六年年に発生した旧ソ連のチェルノブイリ原発事故。収束作業に当たった人々と市民の力で九十二年、チェルノブイリ法ができました。

★谷本 正憲 石川県知事へ
郵便：〒920-8580（住所記入不要）
電話：076-225-1363（広報広聴室）
FAX：076-225-1363
※メールは、こちらから
<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kenmin/koe/mail.html>

★小泉 勝 志賀町長へ
郵便 〒925-0198 石川県羽咋郡志賀町末吉千古1番地1
電話：0767-32-1111（代表）
FAX：0767-32-3933
※メールは、こちらから：
<http://www.town.shika.lg.jp/shikasyp/her/www/contact/input.jsp>

あなたのメッセージを石川県知事と志賀町長へ



♡「志賀原発を廃炉に！訴訟」原告団 あなたもサポーターに。年1000円で志賀原発を止めよう！
〈事務局〉Tel：076-261-4657、Fax:076-222-0217 ホームページ：<http://shika-hairo.com/>

〈発行〉さよなら！志賀原発ネットワーク <http://nosikagenpatsu.net/>（2012年11月発行）
連絡・問合せ：076-233-2170（石川県平和運動センター）076-263-9328（中垣）
〈制作 高木 章次 / 中垣 たか子〉